

資料

No. 1 - 2

雇用保險制度關係資料

平成23年度末までの暫定措置について

① 本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長(個別延長給付)

- 特定受給資格者(解雇、倒産など)などに対し、通常の90日～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

② 期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等により離職した特定理由離職者の給付日数の拡充

- 特定理由離職者については、通常は、自己都合退職者と同じ給付日数(90～150日)であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数(90～330日)に拡充。

※特定理由離職者

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)
- ② 正当な理由のある自己都合退職者

③ 受講手当の支給額の引上げ

- 公共職業訓練等を受講した日につき支給される受講手当の金額を、暫定的に700円に引上げ。(本来は500円)

④ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大

- 就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

個別延長給付の概要

1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日間(※)延長する。(平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置)

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者(次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者)

(1) 45歳未満の求職者

(2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}}$$

※ 平成23年7月1日現在の指定地域(29道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

個別延長給付の初回受給者数

	初回受給者数
平成21年度	552,676人
平成22年度	361,679人
12月	25,467人
平成23年1月	31,325人
2月	24,048人
3月	26,243人
4月	24,947人
5月	22,526人
6月	24,701人
7月	26,826人
8月	33,641人
9月	26,380人
10月	29,741人
11月	27,773人

特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】

期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者(特定受給資格者を除く)

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)
 - ② 正当な理由のある自己都合により離職した者
 - (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 - (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 - (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
 - (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
 - (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- など

特定受給資格者の概要

【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等)に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。)に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヶ月以上となったこと等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- (5) 離職の直前3ヶ月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間(各月45時間)を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (7) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者(上記(7)に該当する者を除く。)
- (9) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- (10) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。)
- (11) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (12) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者 (特定受給資格者)	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
特定理由離職者	<u>6月以上必要</u> (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として平成23 年度末までの間、 <u>90～330日に充実</u>)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

離職理由別特定理由離職者数

		初回受給者 (人)	受給者実人員 (人)	支給額 (億円)
特定理由離職者合計		105,126	39,158	538.2
内訳	雇止めによる離職者	93,575	35,752	498.6
	正当理由による自己都合離職者	11,551	3,406	39.7

(参考: 特定理由離職者以外の受給者数・支給額)

特定受給資格者 合計	547,538	276,309	4,385.0
特定受給資格者以外(※) 合計	995,647	338,085	4,653.5

(平成22年度 雇用保険課調べ)

※ 更新を希望しない雇止め離職者や正当理由のない自己都合退職者など

受講手当の概要

- 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、受講によって増加する費用を補助することにより訓練の受講を容易にするため、一定額を付加的に支給している。
- 公共職業訓練の受講料は無料であるが、教科書代等については、受給資格者の自己負担となっている。
- 支給額：平成23年度末までの暫定措置として日額 700円 (※)
※ 本来は500円
(訓練を受講した日数分を支給)

受講手当の現状

○ 平成21年度以降、暫定措置として受講手当の金額を「500円」から「700円」に引き上げているが、基本手当受給者実人員に占める受講手当受給者実人員の割合に大きな変化はない。

年度	受講手当受給者 実人員(①)	基本手当受給者 実人員(②)	割合 (①/②)	給付費(千円)
平成14年	50,234	1,048,391	4.8%	6,800,905
平成15年	49,578	839,487	5.9%	6,026,165
平成16年	51,462	682,046	7.5%	6,059,237
平成17年	52,661	627,837	8.4%	6,207,424
平成18年	48,328	583,255	8.3%	5,729,690
平成19年	41,615	566,666	7.3%	4,899,274
平成20年	37,123	606,686	6.1%	4,183,514
平成21年	48,061	854,617	5.6%	7,458,314
平成22年	41,215	653,553	6.3%	6,533,690

公共職業訓練における教科書代等の分布状況

○ 公共職業訓練の9割以上を占める6ヶ月以内のコースの教科書代等について調べると、その9割以上は1.5万円以内となっている。

I 平成23年度に実施される公共職業訓練(6ヶ月以内)の教科書代等(千葉県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
177	3,944人	3,717人	94%
		③教科書代等が約2.0万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約2.0万円以下で賄われる定員の割合
		3,842人	97%

II 平成23年度に実施される公共職業訓練(6ヶ月以内)の教科書代等(鹿児島県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
58	1,676人	1,556人	93%
		③教科書代等が約2.0万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約2.0万円以下で賄われる定員の割合
		1,616人	96%

III 平成24年1月開講の公共職業訓練の教科書代等(東京都・埼玉県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
57	1,467人	1,467人	100%

(出典)雇用保険課調べ

常用就職支度手当の概要

1 概要

常用就職支度手当は、受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めるときに支給される。

2 支給要件等

(1) 支給対象者

受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6か月を経過していない者を含む。)及び日雇受給資格者であって次のいずれかに該当する者。

イ 身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者

ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者(特例受給資格者)であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者

ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態とする者であって、就職日において45歳以上である者

ト その他次に掲げる就職が困難な者

(イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者

(ロ) 刑余者

(ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者

(ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの(就職日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の暫定措置)

(2) 支給要件

次のいずれにも該当すること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

ハ 待期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。

ニ 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

(3) 支給額

基本手当日額×90×40%(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,885円(60歳以上65歳未満は4,770円)

高年齢雇用継続給付の概要

1 支給対象者

60歳時点に比して賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者(被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者)

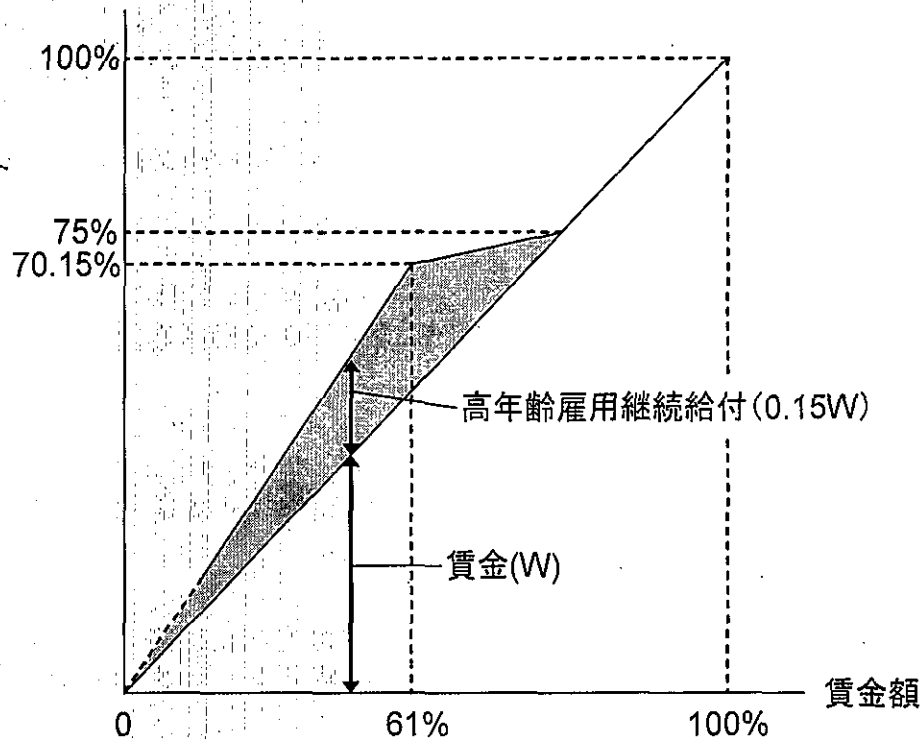
2 給付額

60歳以後の賃金の15%(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は減した率)

3 支給期間

65歳に達するまでの期間

賃金額+給付額



(注) 100%は60歳時点の賃金である。

高年齢雇用継続給付の支給状況等

	受給者実人員 (A)	支給額(千円) (B)	一月の一人当たり 平均給付額 (B/A)
平成20年度	5,039,744	124,820,924	24,767円
平成21年度	5,778,569	142,429,168	24,648円
平成22年度	6,326,856	154,719,011	24,454円

	最高額	最低額
一月の一人当たり 最高額及び最低額 (※)	41,339円	1,865円

(※)平成23年8月1日以降の支給最高額及び最低額

55歳～59歳層と60～64歳層の賃金比較

年齢	平成20年	平成21年	平成22年
55～59歳(A)	347.0千円	342.4千円	346.5千円
60～64歳(B)	264.9千円	266.4千円	262.5千円
B/A	76.3%	77.8%	75.8%

資料出所:賃金構造基本統計調査

雇用保険料率の弾力条項について

- 1. 雇用保険料率は、原則17.5/1000（失業等給付分：14/1000（労使折半）、二事業分：3.5/1000（事業主負担））
- 2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

失業等給付に係る弾力条項

2 <

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}}$$

保険料率
引下げ可能

(→10/1000まで)

1 >

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}}$$

保険料率
引上げ可能

(→18/1000まで)

※ 22年度決算額による計算 = 3.56 → 平成24年度の保険料率を10/1000まで引下げ可能

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

1.5 <

$$\frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

保険料率
引下げ

(→3/1000まで)

※ 22年度決算額による計算 = 0.32

注：「雇用保険二事業への繰入金残額（失業等給付の積立金からの受入金残額）」
 ＝「失業等給付からの借入金（平成22年度及び23年度に限る。）の総額」－「失業等給付の積立金への返済金の総額」

失業等給付関係収支状況

	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	
				当初予算	補正①後予算	補正③後予算	概算要求	予算案
収入	22,896	20,508	20,467	21,439	21,439	21,472	20,976	17,903
支出	15,907	22,481	18,221	23,096	26,057	26,188	25,393	21,217
差引剰余	6,989	▲ 1,973	2,246	▲ 1,657	▲ 4,618	▲ 4,717	▲ 4,417	▲ 3,314
積立金残高	55,821	53,870	55,746	53,589	43,328	43,229	38,813	39,916
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	—	(370)	(500)	(7,800)	(7,800)	—	—

(注) 1. 23年度及び24年度の「支出」には、予備費(23'予算:970億円、24'要求:990億円、24'予算案:750億円)が計上されている。

2. 22年度及び23年度の「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円、23'当初:500億円、23'補正①後予算及び23'補正③後予算:7,800億円)が減額されている。

3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	
				当初予算	補正①後予算	補正③後予算	概算要求	予算案
収入	5,230	5,022	5,925	6,192	13,492	13,492	5,493	5,678
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	(370)	(500)	(7,800)	(7,800)	—	—
支出	5,649	10,235	7,078	8,295	15,735	15,785	6,894	6,794
(うち雇用調整助成金)	(68)	(6,536)	(3,249)	(3,869)	(11,138)	(11,138)	(2,033)	(2,033)
差引剰余	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 2,103	▲ 2,243	▲ 2,293	▲ 1,401	▲ 1,116
安定資金残高	10,260	5,048	3,895	1,792	1,652	1,602	201	486
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	(3,525)	(922)	(▲6,518)	(▲6,568)	(▲7,969)	(▲7,684)

- (注) 1. 23年度及び24年度の「支出」には、予備費(23'予算：420億円、24'要求及び予算案：310億円)が計上されている。
 2. 22年度及び23年度の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22'決算：370億円、23'当初：500億円、23'補正①後及び23'補正③後：7,800億円)が含まれている。
 3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。